

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

名古屋市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



システム2	
①システムの名称	情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)
②システムの機能	<p>1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>2 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>5 セキュリティ管理機能 暗号化機能及び情報照会・提供記録等を管理する機能。</p> <p>6 職員認証・権限管理機能 情報連携基盤システムを利用する職員または業務システムの認証と付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>7 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム )</p>

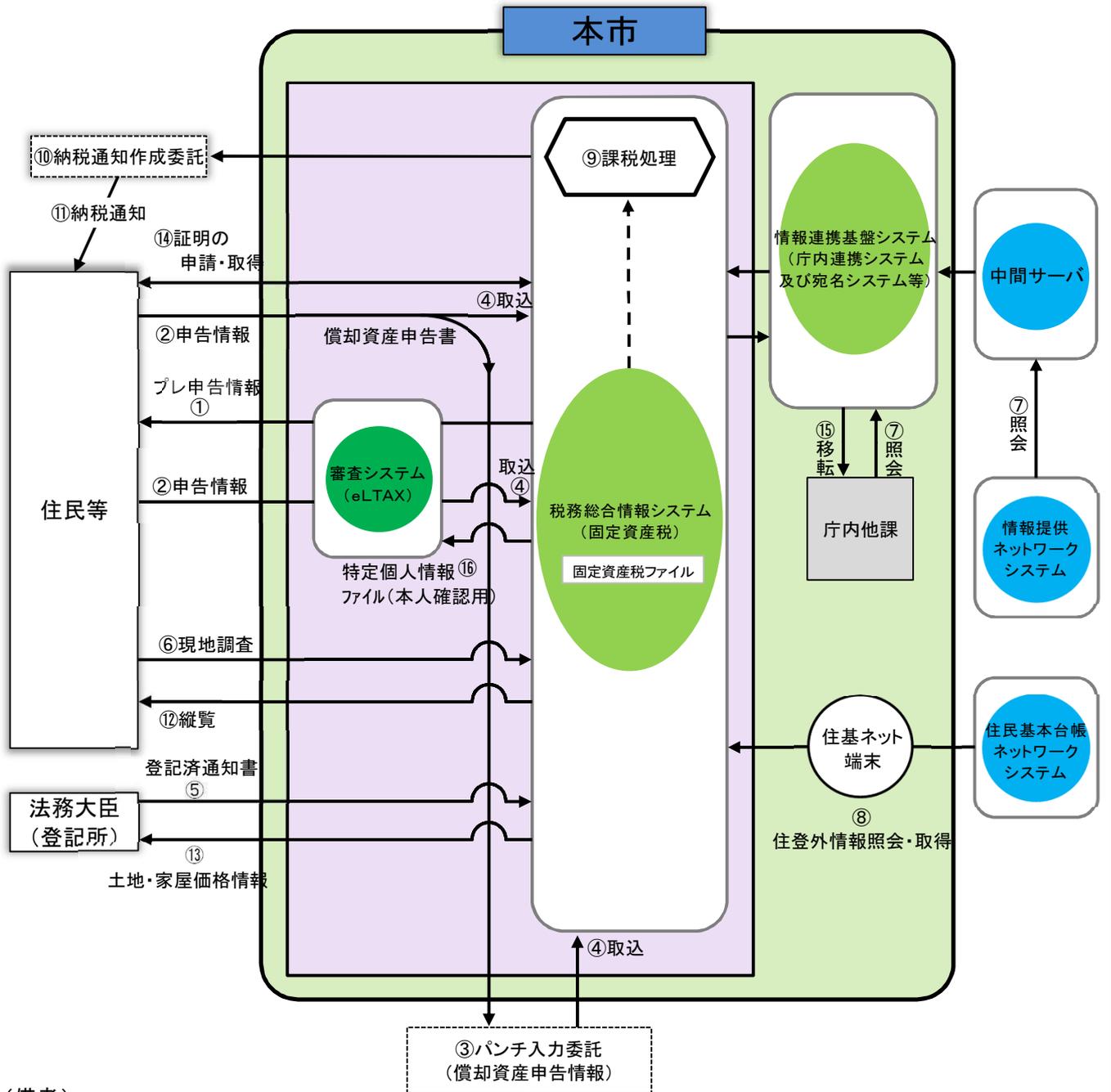
システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)及び符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供及び符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>2 本システムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続を行うことができる。</p> <p>3 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。</p> <p>4 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務総合情報システム(税務システム)と連携している。  (1)審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等  (2)税務総合情報システム(税務システム)から審査システム(eLTAX)への連携:プレ申告データ、特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)等</p> <p>5 審査システム(eLTAX)は、以下の機能等を実装している。  (1)個人住民税:給与又は公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額等を特別徴収義務者に送付、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを他自治体との間で送付及び受領する。  (2)固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、予め所有者名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付する。  (3)事業所税:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>2 国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税確定申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。</p> <p>3 国税連携システム(eLTAX)は、以下の機能等を実装している。  (1)国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。  (2)他市町村に対して、所得税確定申告書等データを送付する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )



(別添1) 事務の内容

■ 固定資産税の課税事務

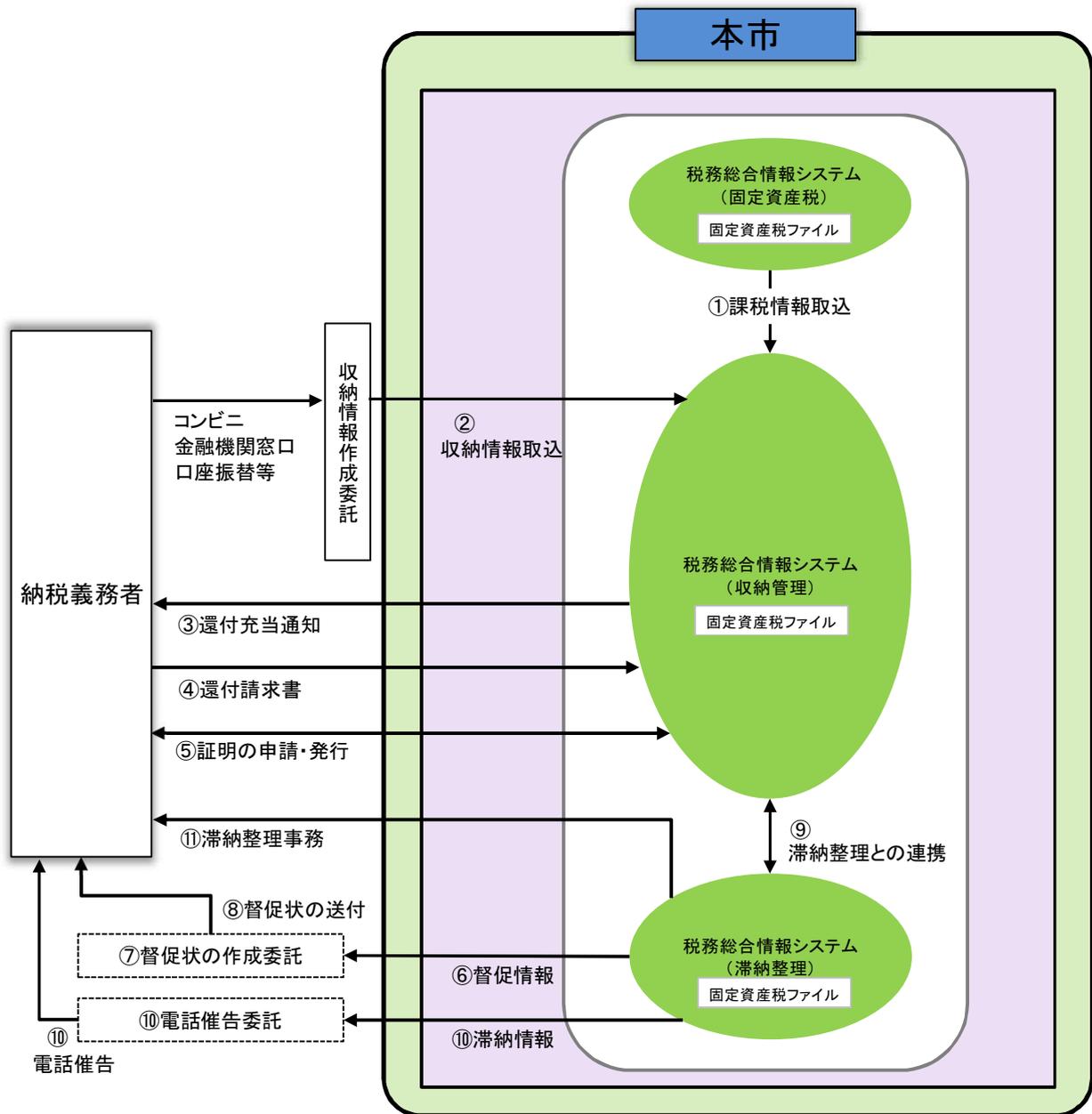


(備考)

- ① 審査システム(eLTAX)を経由し、住民等へ償却資産プレ申告書を送付する。
- ② 住民等から提出される償却資産申告書等を受け付け、償却資産異動情報を把握する。
- ③ 償却資産申告情報を委託業者にて電子ファイル化する。
- ④ 申告情報を税務総合情報システム(固定資産税)に取り込む。
- ⑤ 法務局から通知される登記済通知書等に基づき、土地・家屋異動情報を把握し、課税台帳の更新を行う。
- ⑥ 固定資産につき、現地調査を行い、適正な評価を実施する。
- ⑦ 情報提供ネットワークシステム又は情報連携基盤システムより、生活保護関係情報等の照会を行う。
- ⑧ 住民基本台帳ネットワークシステム端末を利用して、住民登録外者の個人番号を調査する。
- ⑨ 税務総合情報システム(固定資産税)で課税処理を行う。
- ⑩ 課税処理で作成した納税通知書情報を委託業者に提供し、納税通知書等の作成・封入を行う。
- ⑪ 納税通知書等を住民等へ送付する。
- ⑫ 課税台帳を縦覧に供する。
- ⑬ 土地・家屋価格情報を法務局へ通知する。
- ⑭ 住民等の申請に応じて、各種証明書を発行する。
- ⑮ 資産情報を庁内他課システムへ連携して移転を行う。
- ⑯ 特定個人情報ファイル(本人確認用)を審査システム(eLTAX)へ連携する。

(別添1) 事務の内容

■ 固定資産税の収納・滞納事務



(備考)

- ① 税務総合情報システム(固定資産税)から連携された課税情報を取り込む。
- ② 委託業者において作成した収納情報を、税務総合情報システム(収納管理)に取り込む。
- ③ 納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付通知書を送付する。
- ④ 還付請求書を受け付ける。
- ⑤ 納税義務者等の申請により、納税証明書等を交付する。
- ⑥ 督促情報を作成し、督促状作成のために委託業者へ提供する。
- ⑦ 委託業者において督促状の印刷を行う。
- ⑧ 委託業者において督促状を送付する。
- ⑨ 滞納整理事務を行うため、課税情報及び収納情報を税務総合システム(滞納整理)に連携する。
- ⑩ 委託業者において滞納情報を基に電話催告を行う。
- ⑪ 税務総合情報システム(滞納整理)の情報を基に滞納整理事務を行う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市に所在する固定資産に係る課税台帳に所有者として登録されている者
その必要性	1 適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第343条、同法第383条及び番号法第14条等に基づき課税情報を保有する。 2 情報提供ネットワークシステム又は情報連携基盤システムを利用した情報連携をするために、個人を一意に特定する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 個人情報保護依頼 )
	その妥当性
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日(令和4年1月システム更改予定)
⑥事務担当部署	総務局行政改革推進部情報化推進課、財政局税務部固定資産税課及び収納対策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（スポーツ市民局、健康福祉局） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（法務大臣） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（地方公共団体情報システム機構、他市町村生活保護担当部署） <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳システム、LGWAN）	
③入手の時期・頻度	1 償却資産申告書等により、随時入手する。 2 固定資産の登記異動情報等により、随時入手する。 3 個人番号、4情報等につき、住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録外者は事務上納税者の特定が必要な時に、その都度更新する。	
④入手に係る妥当性	1 適正な課税のため、対象となる固定資産に関する情報を把握する必要がある。 2 納税告知先を把握するため、最新の住民基本台帳情報の入手が必要である。	
⑤本人への明示	1 地方税法第343条及び同法第383条等に明示している。 2 課税事務等に必要の場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、同法別表第2の第27項により情報提供ネットワークを経由して、情報照会できることが規定されている。	
⑥使用目的 ※	1 課税対象固定資産に関する情報を入手する。 2 納税義務者の特定を効率的に行う。 3 課税情報と生活保護関係情報等を効率的に突合する。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	栄市税事務所、ささしま市税事務所、金山市税事務所及び財政局税務部
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1 本市に所在する固定資産に関する情報の登録(更新)を行い、課税台帳を作成する。 2 課税台帳に基づき、その評価額・課税標準額を算出する。 3 情報提供ネットワークシステムによる情報照会及び情報連携基盤システムを利用した本市内の情報連携を行う。 4 固定資産を所有者ごとに名寄せして課税決定し、納税義務者に対し、納税通知書を送付する。 5 4により決定された税額に基づいて、収納事務及び滞納整理事務を行う。	
情報の突合 ※	1 課税情報と生活保護関係情報等を突合して、減免判定により税額を決定する。 2 同一個人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。	
情報の統計分析 ※	課税対象者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	生活保護関係情報等との突合により、減免判定により税額の決定を行う。	
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件	
委託事項1	税務総合情報システム再構築・運用保守業務	
①委託内容	税務総合情報システム(税務システム)の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。また、データバックアップの遠隔地保管を委託している。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	本市に所在する固定資産の所有者	
その妥当性	1 税務総合情報システム(税務システム)の安定稼働のため専門知識を有する事業者へ委託している。 2 法制度改正等に伴うシステム改修を行う際に、本番稼働前に事前テストを行い、正しく稼働することを確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内の電算エリア内での作業及びバックアップ媒体(暗号化)の運搬、保管 )	
⑤委託先名の確認方法	名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	富士通株式会社 東海支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
	⑨再委託事項	税務総合情報システムのアプリケーション保守作業及び運用オペレーション作業等
委託事項2	情報連携基盤システムの開発委託・運用保守	
①委託内容	情報連携基盤システムの開発・運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	1 本市の住民(住民基本台帳法(以下「住基法」という)第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。 2 本市の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務で対象となる者 3 本市の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務以外の事務で対象となる者	



委託事項4		eLTAXの運用管理	
①委託内容		eLTAXの運用管理	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		審査システム(eLTAX)を利用して償却資産申告書を提出した者及び確定申告書を提出した者	
その妥当性		審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の安定稼働のため専門知識を有する事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( LGWAN )	
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項5		税務総合情報システム用サーバ機器等の賃貸借	
①委託内容		税務総合情報システムで使用するサーバ等の賃貸借及び保守。サーバに係る運用。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		本市に所在する固定資産の所有者	
その妥当性		機器の調達先に保守・運用を委託することにより、機器(ハードウェア及びソフトウェア)の仕様を熟知した者に作業を行わせる事ができる。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 庁内の電算エリア内での作業 )	
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	







(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

宛名情報

項目名		
1	個人番号	51 郵便番号
2	関連相手先宛名番号	52 電話番号
3	最新宛名番号	53 本籍地
4	宛名番号	54 筆頭者名
5	団体内統合宛名番号	55 前市内市外区分
6	住所情報	56 前市外住所コード
7	市内市外区分	57 前住所自治体コード
8	市外住所コード	58 前住所町名コード
9	住所自治体コード	59 前住所番地コード
10	住所町名コード	60 前住所枝番コード
11	住所	61 前住所小枝番コード
12	住所番地編集区分	62 前住所枝番3コード
13	住所枝番コード	63 前住所番地編集区分
14	住所番地コード	64 前住所
15	住所小枝番コード	65 前住所方書
16	郵便番号	66 自治体コード
17	方書	67 国籍コード
18	氏名情報	68 住定日
19	カナ氏名	69 住定届出日
20	カナ名	70 消除日
21	漢字氏名	71 消除届出日
22	漢字名	72 在留期間開始日
23	法人種別コード	73 在留期間終了日
24	法人種別位置区分	74 宛名グループ番号
25	異動情報	75 代表者宛名番号
26	異動事由コード	76 特宛人宛名番号
27	登録元コード	77 宛名履歴番号
28	登録日	78 住所方書
29	異動日	79 カナ世帯主名
30	届出日	80 漢字世帯主名
31	住民日	81 口座番号
32	住民届出日	82 名義人カナ氏名
33	終了日	83 名義人漢字氏名
34	開始日	84 受付番号
35	審査更新-最終更新日	85 納税組合番号
36	異動年月日	86 法人番号
37	在留の資格コード	87 組合名
38	送付先住所情報	88 組合長宛名番号
39	履歴番号	89 不詳生年月日
40	世帯番号	90 最終宛名番号
41	世帯識別番号	91 通知書番号付加番号
42	住民番号	92 最終通知書番号
43	検索カナ氏名	93 旧市外住所コード
44	カナ通称名	94 旧住所自治体コード
45	検索漢字氏名	95 旧住所町名コード
46	漢字通称名	96 旧住所番地コード
47	生年月日	97 旧住所枝番コード
48	和暦生年月日	98 旧住所小枝番コード
49	登録生年月日	99 旧住所枝番3コード
50	性別	100 旧住所

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名		
101	中間サーバー受付番号	
102	中間サーバー受付明細番号	
103	照会実施管理番号	
104	同一生計配偶者	
105	身体障害者手帳番号	
106	障害名	
107	精神手帳番号	
108	委託特定個人情報コード	
109	DVフラグ	
110		
111		
112		
113		
114		
115		
116		
117		
118		
119		
120		
121		
122		
123		
124		
125		
126		
127		
128		
129		
130		
131		
132		
133		
134		
135		
136		
137		
138		
139		
140		
141		
142		
143		
144		
145		
146		
147		
148		
149		
150		

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

アクセスログ(共通)		アクセスログ(宛名)	
項目名	項目名	項目名	項目名
1	作成日	1	プログラムID
2	作成時間	2	処理内容
3	自治体コード	3	帳票ID
4	自治体名称	4	発行部数
5	職員コード	5	アクセスコード
6	職員名称	6	処理名
7	所属コード	7	宛名番号
8	所属略称	8	自治体コード
9	端末ID-クライアント	9	税目コード
10	IPアドレス-クライアント	10	車両コード
11	端末ID-サーバ	11	世帯番号
12	IPアドレス-サーバ	12	住民番号
13	サーバ種別	13	個人番号
14	プログラムID	14	個人法人区分名
15	業務コード	15	氏名名称
16	業務名	16	住所
17	処理内容	17	関連先宛名番号
18	発行部数	18	利用者自治体コード
19	事由コード	19	利用者業務コード
20	事由名	20	利用者ID
21	処理名	21	納税者ID
22	個人番号	22	検索宛名番号
23	宛名番号	23	検索カナ氏名・名称
24	世帯番号	24	検索漢字氏名・名称
25	住所	25	検索世帯番号
26	認証	26	検索個人法人区分
27		27	検索個人法人詳細区分
28		28	検索性別
29		29	検索生年月日
30		30	検索電話番号
31		31	検索住所コード1
32		32	検索住所コード2~5
33		33	検索検索区分
34		34	検索消除区分
35		35	納組番号
36		36	検索納組番号
37		37	検索組合名漢字
38		38	検索組合長宛名番号
39		39	検索自治体コード
40		40	
41		41	
42		42	
43		43	
44		44	
45		45	
46		46	
47		47	
48		48	
49		49	
50		50	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

アクセスログ(収納)		アクセスログ(滞納)	
項目名		項目名	
1	プログラムID	1	プログラムID
2	処理内容	2	処理内容
3	帳票ID	3	帳票ID
4	発行部数	4	発行部数
5	アクセスコード	5	アクセスコード
6	メニューボタン名	6	処理名
7	税目コード	7	調定年度
8	調定年度	8	課税年度
9	課税年度	9	税目コード
10	通知書番号	10	通知書番号
11	事業年度開始日	11	事業年度開始日
12	申告区分	12	申告区分
13	申告連番	13	申告連番
14	月期別	14	月期別
15	宛名番号	15	カナ氏名
16	自治体コード	16	生年月日
17	入金消込-納付書番号	17	性別コード
18	再発行-納付書番号	18	住所
19	過誤納-過誤納番号	19	方書
20	過誤納-還先宛名番号	20	宛名番号
21	過誤納-還先氏名	21	世帯番号
22	督促-納付書番号	22	職員番号
23	現年催告-納付書番号	23	自治体コード
24	返戻-納付書番号	24	処分コード
25	口座引落日	25	調書番号
26	金融機関	26	納付書番号
27		27	確認番号
28		28	口座振替回数
29		29	標識番号
30		30	個人番号参照有無
31		31	
32		32	
33		33	
34		34	
35		35	
36		36	
37		37	
38		38	
39		39	
40		40	
41		41	
42		42	
43		43	
44		44	
45		45	
46		46	
47		47	
48		48	
49		49	
50		50	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

アクセスログ(固定資産税)

項目名		
1	課税年度	51
2	義務者宛名番号	52
3	共通宛名番号	53
4	義務者氏名	54
5	義務者住所	55
6	編集氏名	56
7	編集住所	57
8	土地物件番号	58
9	号番	59
10	室番	60
11	画地番号	61
12	仮評価番号	62
13	閉鎖区分	63
14	閉鎖区分名称	64
15	課非区分	65
16	課非区分名称	66
17	履歴番号	67
18	義務者持分番号	68
19	個人法人区分	69
20	個人法人区分名称	70
21	名義人宛名番号	71
22	名義人持分番号	72
23	名義人氏名	73
24	名義人住所	74
25	物件所在地町丁コード	75
26	物件所在地漢字	76
27	物件所在地分離	77
28	自治体コード	78
29	自治体名	79
30	家屋物件番号	80
31	明細番号	81
32	家屋所在地町丁コード	82
33	家屋所在地漢字	83
34	家屋番号町丁コード	84
35	家屋番号漢字	85
36	棟番	86
37	登記所在地町丁コード	87
38	登記所在地漢字	88
39	調査番号	89
40	共用区分	90
41	共用区分名称	91
42	課税年度	92
43	宛名番号	93
44	合算区分	94
45	種類区分	95
46	資産コード	96
47	自治体コード	97
48	自治体コード名称	98
49	課税年度	99
50	宛名番号氏名	100
		宛名番号住所
		合算区分
		合算区分名称
		種類区分
		種類区分名称
		資産コード
		履歴番号
		個人法人区分
		個人法人区分名称
		償却グループ番号
		税理士宛名番号
		税目コード
		調定年度
		通知書番号
		共有者宛名番号
		自治体名称
		共有者氏名
		共有者住所
		宛名番号
		共有者持分番号
		共有区分
		共有区分名称
		共有人数
		分割課税開始年度

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

土地情報

項目名		
1 課税年度	51	固定小規模課税標準額評価額
2 自治体コード	52	固定小規外課税標準額評価額
3 土地物件番号	53	固定非住宅課税標準額評価額
4 号番	54	固定課税標準額合計評価額
5 室番	55	都計小規模課税標準額評価額
6 履歴番号	56	都計小規外課税標準額評価額
7 物件所在地町丁コード	57	都計非住宅課税標準額評価額
8 物件所在地本番	58	都計課税標準額合計評価額
9 物件所在地枝番	59	固定小規模課税標準額本則
10 物件所在地漢字	60	固定小規模課税標準額前年度
11 課非区分	61	固定小規模課税標準額本年度
12 登記地目コード	62	固定小規模課税標準額本年度特例前
13 登記地積	63	固定小規外課税標準額本則
14 課税地積	64	固定小規外課税標準額前年度
15 現況地積	65	固定小規外課税標準額本年度
16 土地非課税地積	66	固定小規外課税標準額本年度特例前
17 土地特例地積	67	固定非住宅課税標準額本則
18 土地軽減地積	68	固定非住宅課税標準額前年度
19 土地減免地積	69	固定非住宅課税標準額本年度
20 小規模地積	70	固定非住宅課税標準額本年度特例前
21 小規外地積	71	固定非住宅課税標準額条例前年度
22 非住宅地積	72	固定非住宅課税標準額条例本年度
23 画地総地積	73	固定非住宅課税標準額条例本年度特例
24 画面上の地積	74	固定特例課税標準額
25 想定整形地積	75	固定軽減課税標準額
26 小規模住宅用地割合	76	都計小規模課税標準額本則
27 小規外住宅用地割合	77	都計小規模課税標準額前年度
28 住宅用地割合	78	都計小規模課税標準額本年度
29 農地区分	79	都計小規模課税標準額本年度特例前
30 農地転用区分	80	都計小規外課税標準額本則
31 農地転用目的コード	81	都計小規外課税標準額前年度
32 農地転用条項区分	82	都計小規外課税標準額本年度
33 農地転用年月日	83	都計小規外課税標準額本年度特例前
34 農地転用期限	84	都計非住宅課税標準額本則
35 宅地比準区分	85	都計非住宅課税標準額前年度
36 類似土地物件番号	86	都計非住宅課税標準額本年度
37 現況原因事由コード	87	都計非住宅課税標準額本年度特例前
38 分合筆受付年月日	88	都計非住宅類似土地比準割合
39 土地表示受付年月日	89	都計非住宅課税標準額条例前年度
40 土地権利受付年月日	90	都計非住宅課税標準額条例本年度
41 義務者宛名番号	91	都計非住宅課税標準額条例本年度特例
42 名義人宛名番号	92	都計特例課税標準額
43 名義人氏名	93	都計軽減課税標準額
44 名義人住所	94	固定小規模課税標準額負担水準
45 家屋物件番号	95	固定小規外課税標準額負担水準
46 画地類似土地物件番号	96	固定非住宅課税標準額負担水準
47 前年度評価額	97	都計小規模課税標準額負担水準
48 本年度評価額	98	都計小規外課税標準額負担水準
49 前年度価格	99	都計非住宅課税標準額負担水準
50 本年度価格	100	固定小規模課税標準額負担調整率

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

	項目名		
101	固定小規外課標額負担調整率	151	
102	固定非住宅課標額負担調整率	152	
103	都計小規模課標額負担調整率	153	
104	都計小規外課標額負担調整率	154	
105	都計非住宅課標額負担調整率	155	
106	閉鎖区分	156	
107		157	
108		158	
109		159	
110		160	
111		161	
112		162	
113		163	
114		164	
115		165	
116		166	
117		167	
118		168	
119		169	
120		170	
121		171	
122		172	
123		173	
124		174	
125		175	
126		176	
127		177	
128		178	
129		179	
130		180	
131		181	
132		182	
133		183	
134		184	
135		185	
136		186	
137		187	
138		188	
139		189	
140		190	
141		191	
142		192	
143		193	
144		194	
145		195	
146		196	
147		197	
148		198	
149		199	
150		200	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

家屋情報

項目名		
1 課税年度	51	明細床面積地下
2 自治体コード	52	明細延床面積
3 家屋物件番号	53	住宅部分床面積
4 号番	54	非住宅部分床面積
5 室番	55	共用部住宅床面積
6 履歴番号	56	共用部非住宅床面積
7 棟番	57	家屋非課税床面積
8 関連家屋物件番号	58	家屋特例床面積
9 関連家屋号番	59	家屋軽減床面積
10 明細番号	60	家屋減免床面積
11 履歴番号	61	規約共用分専有床面積合計
12 課非区分	62	規約共用分専有床面積
13 未登記区分	63	登記床面積一階
14 家屋所在地町丁コード	64	登記床面積二階以上
15 家屋所在地字コード	65	登記床面積地下
16 家屋所在地本番	66	登記延床面積
17 家屋所在地枝番	67	明細床面積一階
18 家屋所在地外筆	68	明細床面積二階以上
19 家屋所在地漢字	69	明細床面積地下
20 家屋番号町丁コード	70	明細延床面積
21 家屋番号字コード	71	住宅部分床面積
22 家屋番号本番	72	非住宅部分床面積
23 家屋番号枝番	73	共用部住宅床面積
24 家屋番号漢字	74	共用部非住宅床面積
25 建物名称	75	固定課税標準額
26 該当階	76	都計課税標準額
27 登記所在地町丁コード	77	固定特例課税標準額
28 登記所在地字コード	78	都計特例課税標準額
29 登記所在地本番	79	固定軽減課税標準額
30 登記所在地枝番	80	都計軽減課税標準額
31 登記所在地編集コード	81	固定減免課税標準額
32 登記所在地漢字	82	都計減免課税標準額
33 登記種類コード	83	規約共用区分
34 個人法人区分	84	共用区分
35 義務者宛名番号	85	敷地権コード
36 名義人宛名番号	86	敷地権持分分子
37 共有者宛名番号	87	敷地権持分分母
38 構成員宛名番号	88	登記種類コード
39 家屋表示変更区分	89	登記構造コード
40 家屋権利変更区分	90	登記屋根コード
41 前基準年評価額	91	登記階層地上
42 評価額	92	登記階層地下
43 前基準年理論評価額	93	家屋表示の目的コード
44 理論評価額	94	家屋表示受付年月日
45 登記床面積一階	95	家屋表示原因コード
46 登記床面積二階以上	96	家屋表示原因年月日
47 登記床面積地下	97	家屋表示受付番号
48 登記延床面積	98	明細用途コード
49 明細床面積一階	99	明細構造コード
50 明細床面積二階以上	100	明細屋根コード

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	
101 明細種類コード	151
102 登記建築日	152
103 当初平米当再建築費評点数	153
104 前基準年平米当再建築費評点数	154
105 平米当再建築費評点数	155
106 前基準年再建築費評点数	156
107 再建築費評点数	157
108 経過年数	158
109 用途変更経過年数	159
110 家屋特例適用区分	160
111 家屋特例床面積	161
112 家屋非課税コード	162
113 家屋非課税開始年度	163
114 家屋非課税終了年度	164
115 家屋非課税適用区分	165
116 家屋非課税床面積	166
117 按分元家屋物件番号	167
118 按分元号番	168
119 按分元室番	169
120 規約按分区分	170
121	171
122	172
123	173
124	174
125	175
126	176
127	177
128	178
129	179
130	180
131	181
132	182
133	183
134	184
135	185
136	186
137	187
138	188
139	189
140	190
141	191
142	192
143	193
144	194
145	195
146	196
147	197
148	198
149	199
150	200

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

償却情報

項目名		
1 課税年度	51	
2 自治体コード	52	
3 宛名番号	53	
4 履歴番号	54	
5 資産コード	55	
6 種類区分	56	
7 個人法人区分	57	
8 耐用年数	58	
9 取得年月	59	
10 償却特例コード	60	
11 数量	61	
12 前年度帳簿価額	62	
13 前年度評価額	63	
14 前年度取得価額	64	
15 前年中減少価額	65	
16 前年中取得価額	66	
17 取得価額	67	
18 帳簿価額	68	
19 評価額	69	
20 課税標準額	70	
21 決定価格	71	
22 減免相当帳簿価額	72	
23 減免相当評価額	73	
24 減免対象課税標準	74	
25 減免税額帳簿	75	
26 減免税額評価	76	
27 減免税額	77	
28 特例減少帳簿価額	78	
29 特例減少評価額	79	
30 特例減少課税標準	80	
31 資産名称	81	
32 償却特例率分子	82	
33 償却特例率分母	83	
34 償却減免率分子	84	
35 償却減免率分母	85	
36 償却更正事由コード	86	
37 償却更正年月日	87	
38 明細数	88	
39 免税点判定	89	
40	90	
41	91	
42	92	
43	93	
44	94	
45	95	
46	96	
47	97	
48	98	
49	99	
50	100	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

賦課情報

項目名		
1 課税年度	51	都計家屋按分減免税額
2 調定年度	52	固定土地税額
3 自治体コード	53	固定家屋税額
4 通知書番号	54	償却資産税額
5 履歴番号	55	都計土地税額
6 調定区分	56	都計家屋税額
7 固定土地課税標準額	57	固定土地按分税額
8 固定家屋課税標準額	58	固定家屋按分税額
9 償却資産課税標準額	59	都計土地按分税額
10 都計土地課税標準額	60	都計家屋按分税額
11 都計家屋課税標準額	61	固定土地家屋税額
12 固定合計課税標準額	62	固定資産税額
13 都計合計課税標準額	63	都市計画税額
14 固定土地按分課税標準額	64	固定算出税額
15 固定家屋按分課税標準額	65	都計算出税額
16 都計土地按分課税標準額	66	固定減税額
17 都計家屋按分課税標準額	67	都計減税額
18 固定区分土地課税標準額	68	土地徴収猶予税額
19 都計区分土地課税標準額	69	家屋徴収猶予税額
20 固定土地軽減対象課税標準額	70	固定猶予税額
21 固定土地軽減税額	71	都計猶予税額
22 都計土地軽減対象課税標準額	72	固定差引後税額
23 都計土地軽減税額	73	都計差引後税額
24 固定土地按分軽減対象課税標準額	74	年税額
25 固定土地按分軽減税額	75	決定税額
26 都計土地按分軽減対象課税標準額	76	既課税額
27 都計土地按分軽減税額	77	増減調定額
28 固定家屋軽減対象課税標準額	78	年税額過年度合計
29 固定家屋軽減税額	79	個人法人区分
30 都計家屋軽減対象課税標準額	80	通知年月日
31 都計家屋軽減税額	81	
32 固定家屋按分軽減対象課税標準額	82	
33 固定家屋按分軽減税額	83	
34 都計家屋按分軽減対象課税標準額	84	
35 都計家屋按分軽減税額	85	
36 固定土地免除税額	86	
37 都計土地免除税額	87	
38 償却資産減免対象課税標準額	88	
39 固定土地減免税額	89	
40 固定家屋減免税額	90	
41 償却資産減免税額	91	
42 都計土地減免税額	92	
43 都計家屋減免税額	93	
44 固定土地按分減免対象課税標準額	94	
45 固定家屋按分減免対象課税標準額	95	
46 都計土地按分減免対象課税標準額	96	
47 都計家屋按分減免対象課税標準額	97	
48 固定土地按分減免税額	98	
49 固定家屋按分減免税額	99	
50 都計土地按分減免税額	100	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

共有情報

項目名	
1 共有者宛名番号	51
2 共有者持分番号	52
3 個人分持分合計分子-NM	53
4 個人分持分合計分母-NM	54
5 法人分持分合計分子-NM	55
6 法人分持分合計分母-NM	56
7 共有構成員宛名番号	57
8 共有構成員氏名	58
9 共有構成員住所	59
10 共有構成員連番	60
11 共有持分分子-NM	61
12 共有持分分母-NM	62
13	63
14	64
15	65
16	66
17	67
18	68
19	69
20	70
21	71
22	72
23	73
24	74
25	75
26	76
27	77
28	78
29	79
30	80
31	81
32	82
33	83
34	84
35	85
36	86
37	87
38	88
39	89
40	90
41	91
42	92
43	93
44	94
45	95
46	96
47	97
48	98
49	99
50	100

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

収納情報

項目名	項目名
1 区コード	51 収入総本税
2 自治体コード	52 更正前滞繰本税調定額
3 税目コード	53 更正後滞繰本税調定額
4 調定年度	54 不納欠損処理日
5 課税年度	55 内訳調定額
6 通知書番号	56 更正後内訳調定額
7 課税区分	57 延長申告期限
8 連番	58 確定申告日
9 申告区分	59 申告基礎年月日
10 宛名番号	60 法人番号
11 法定納期限	61 指定番号
12 事業年度開始日	62 督促納付番号
13 事業年度終了日	63 督促確認番号
14 申告年月日	64 授命年月日
15 年調定額	65 共有宛名番号
16 本税調定額	66 納付番号
17 本税未納額	67 確認番号
18 本税過誤納額	68 振替調定年度
19 申告加算金調定額	69 振替課税年度
20 申告加算金未納額	70 振替通知書番号
21 更正後申告加算金調定額	71 振替事業年度開始日
22 消込申告加算金	72 振替申告区分
23 納期限	73 振替申告連番
24 変更納期限	74 振替期別
25 法定納期限等	75 振替消込子番
26 指定納期限	76 振替宛名番号
27 調定年月	77 更正元調定年度
28 更正日	78 更正元課税年度
29 更正後調定年月	79 更正元通知書番号
30 更正決定通知日	80 更正元事業年度開始日
31 延滞金調定額	81 更正元申告区分
32 本税収入額	82 更正元申告連番
33 振替金額	83 更正元収納異動連番
34 口座振替日	84 更正元申告年月日
35 完納日	85 調定子番
36 最終領収日	86 宛先識別番号
37 最終収入日	87 前納分納付番号
38 収入日	88 前納分確認番号
39 収入年月日	89 識別番号
40 発生元収入日	90 差替前納付番号
41 申告加算金収入額	91 差替前確認番号
42 延滞金収入額	92 修正前調定年度
43 延滞金未納額	93 修正前課税年度
44 延滞金過誤納額	94 修正前通知書番号
45 前納報奨金	95 修正前事業年度開始日
46 公示日	96 修正前申告区分
47 督促状発行日	97 修正前申告連番
48 督促公示日	98 修正前期月
49 返戻年月日	99 修正前子番
50 滞繰調定本税	100 修正前納付番号

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
101	修正前確認番号
102	修正前宛名番号
103	修正前調書番号
104	証券番号
105	支払人
106	口座番号
107	口座名義人カナ
108	口座名義人漢字
109	過誤納番号
110	還付先宛名番号
111	所得税更正通知日
112	更正請求日
113	除算期間開始日
114	除算期間終了日
115	車両コード
116	車両履歴番号
117	本税仮消込額
118	本税過誤納処理中額
119	督促手数料調定額
120	督促手数料収入額
121	督促手数料仮消込額
122	督促手数料未納額
123	督促手数料過誤納額
124	督促手数料過誤納処理中額
125	延滞金仮消込額
126	延滞金過誤納処理中額
127	申告加算金種類
128	申告加算金仮消込額
129	督促納期
130	督促取消日
131	時効予定日
132	延滞金執行日
133	催告書発行日
134	催告納期
135	内訳調定額
136	領収日
137	消込金額
138	消込本税額
139	消込督促手数料
140	消込延滞金
141	消込報奨金
142	括束番号
143	括束連番
144	確認前領収日
145	収納更正日
146	振替処理日
147	異動額合計
148	異動本税額
149	異動督促手数料
150	異動延滞金
151	最終更正日
152	最終調定本税
153	不納欠損本税
154	更正後本税調定額
155	更正後延滞金調定額
156	更正後督促手数料調定額
157	月計終了年月
158	更正後内訳調定額
159	通知書作成日
160	通知書発行日
161	本税納付額
162	督促手数料納付額
163	延滞金納付額
164	加算金納付額
165	年金保険者コード
166	修正前税目コード
167	修正前自治体コード
168	修正前領収日
169	修正前収入日
170	修正前納付区分
171	修正前収納種別
172	修正前納付書種類
173	修正前消込金額
174	修正前消込本税額
175	修正前消込督促手数料
176	修正前消込延滞金
177	修正前消込申告加算金
178	修正前消込報奨金
179	修正前括束番号
180	修正前括束連番
181	修正前年金保険者コード
182	受付年月日
183	初回支払日
184	最終支払日
185	支払予定額
186	収入額
187	仮消込額
188	納付予定日
189	本税分納額
190	督手分納額
191	延滞金分納額
192	加算金分納額
193	納付額
194	過誤納発生日
195	過誤納金額
196	過誤納本税分
197	過誤納督促手数料分
198	過誤納延滞金分
199	過誤納還付加算金分
200	未処理金額

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
201 未処理本税分	251 充当先事業年度開始日
202 未処理督促手数料分	252 充当先申告区分
203 未処理延滞金分	253 充当先申告連番
204 特徴事業所宛名番号	254 充当先税目コード
205 確定申告期限	255 充当先調定年度
206 免除認定日	256 充当先課税年度
207 減免日	257 充当先通知書番号
208 消失認定日	258 充当先事業年度開始日
209 農地変更日	259 充当先申告区分
210 決裁書発行日	260 充当先申告連番
211 決裁日	261 充当先期別
212 充当処理日	262 充当先消込子番
213 充当執行日	263 充当先月別
214 還付充当通知書発行日	264 充当先宛名番号
215 加算金通知書発行日	265 充当先未納本税分
216 還付本税加算金	266 充当先未納督促手数料分
217 還付延滞金加算金	267 充当先未納延滞金分
218 還付金額	268 充当先未納申告加算金分
219 還付加算金	269 充当先本税分
220 還付請求日	270 充当先督促手数料分
221 還付支払予定日	271 充当先延滞金分
222 還付支払日	272 充当先申告加算金分
223 還付支払自治体コード	273 充当先納期限
224 還付時効日	274 充当加算金
225 歳入還付支払日	275 充当本税加算金
226 歳出還付支払日	276 充当延滞金加算金
227 過誤納期別	277 還付元税目コード
228 過誤納子番	278 還付元調定年度
229 発生調定本税分	279 還付元課税年度
230 発生収入本税分	280 還付元通知書番号
231 発生元領収日	281 還付元事業年度開始日
232 充当金額	282 還付元申告区分
233 充当元税目コード	283 還付元申告連番
234 充当元調定年度	284 還付元期別
235 充当元課税年度	285 還付元消込子番
236 充当元通知書番号	286 還付元月別
237 充当元事業年度開始日	287 還付元宛名番号
238 充当元申告区分	288 還付元本税分
239 充当元申告連番	289 還付元督促手数料分
241 充当元消込子番	291 更正前控除不足額
242 充当元月別	292 更正後控除不足額
243 充当元宛名番号	293 取戻額
244 充当元本税分	294 確定申告受付日
245 充当元督促手数料分	295 賦課決定日
246 充当元延滞金分	296 納税通知書発付日
247 充当先税目コード	297 取戻発生日
248 充当先調定年度	298 返還金管理番号
249 充当先課税年度	299 返還確定日
250 充当先通知書番号	300 返還指定額

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名		
301	利息相当額	351	増減調定額内訳
302	返還時期別調定額	352	累計調定額内訳
303	返還時期別収入額	353	累計調定額到来内訳
304	返還時内訳消込額	354	増減収入額内訳
305	返還時内訳異動額	355	累計収入額内訳
306	返還金内訳額	356	累計収入額到来内訳
307	文書発行日	357	共通納税—地方公共団体コード
308	公示入力日	358	共通納税—納税者ID
309	調査年月日	359	共通納税—収納団体番号
310	加算金調定額	360	共通納税—納付番号
311	加算金収入額	361	共通納税—納付区分
312	加算金仮消込額	362	共通納税—確認番号
313	本税通知額	363	共通納税—履歴番号
314	督促手数料通知額	364	管理ファイル取込日
315	延滞金通知額	365	納付ファイル取込日
316	加算金通知額	366	入金ファイル取込日
317	記事宛名番号	367	共通納税—申告区分
318	記事作成日	368	共通納税—税目区分
319	更新前催告書発行日	369	共通納税—期別—自
320	更新前催告納期	370	共通納税—期別—至
321	旧税目コード	371	共通納税—申告受付番号
322	旧調定年度	372	共通納税—申告受付日
323	旧課税年度	373	共通納税—利用者ID
324	旧通知書番号	374	共通納税—納付者名フリガナ
325	旧事業年度開始日	375	共通納税—納付者名
326	旧事業年度終了日	376	共通納税—本税等合計額
327	旧申告区分	377	共通納税—延滞金合計額
328	旧申告連番	378	共通納税—納期限
329	旧期別	379	共通納税—延滞金計算開始年月日
330	現年調定額	380	共通納税—入金年月日
331	現年収入額	381	共通納税—納付年月日
332	現年過誤納額	382	氏名カナ
333	現年還付未済額	383	氏名漢字
334	現年未納額	384	今回請求金額合計
335	現年仮収入額	385	請求本体金額
336	現年還付済額	386	請求固定延滞金額
337	現年充当済額	387	納付情報変更年月日
338	過年調定額	388	延滞金計算開始年月日
339	過年収入額	389	今回支払金額合計
340	過年過誤納額	390	支払納付額
341	過年還付未済額	391	支払延滞金額
342	過年未納額	392	作成時宛名番号
343	過年仮収入額	393	作成時最新宛名番号
344	過年還付済額	394	最新宛名番号
345	過年充当済額	395	漢字氏名名称
346	増減調定額	396	住所方書
347	累計調定額	397	徴収区コード
348	増減収入額	398	
349	累計収入額	399	
350	累計不納欠損額	400	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

滞納情報

項目名	項目名
1 区コード	51 延滞金分納額
2 自治体コード	52 加算金分納額
3 宛名番号	53 公売連番
4 最終納付年月日	54 売却連番
5 最終催告年月日	55 入札開始年月日
6 引継年月日	56 入札開始時刻
7 受入年月日	57 入札終了年月日
8 完結年月日	58 入札終了時刻
9 移管年月日	59 開札年月日
10 訪問予定年月日	60 開札開始時刻
11 訪問予定日	61 公売場所
12 訪問予定時刻	62 見積価額
13 最終催告期限	63 公売保証金
14 催告停止日	64 売却決定年月日
15 催告停止期限	65 売却決定時刻
16 返戻年月日	66 売却決定場所コード
17 時効予定日	67 売却決定場所
18 世帯番号	68 代金納付期限
19 調書番号	69 代金納付時刻
20 調定年度	70 最高価決定年月日
21 課税年度	71 最高価申込者郵便番号
22 通知書番号	72 最高価申込者氏名
23 事業年度開始日	73 最高価申込者住所
24 申告区分	74 最高価申込者方書
25 申告連番	75 最高価申込価額
26 期別	76 次順位決定年月日
27 納期限	77 次順位申込者郵便番号
28 変更納期限	78 次順位申込者氏名
29 法定納期限	79 次順位申込者住所
30 事業年度終了日	80 次順位申込者方書
31 本税処分額	81 次順位申込価額
32 督手処分額	82 財産番号
33 延滞金処分額	83 調査年月日
34 加算金処分額	84 財産内容
35 受付番号	85 解除年月日
36 受付年月日	86 解除事由コード
37 証券番号	87 解除番号
38 支払期日	88 履行期限
39 指定期日	89 権利者番号
40 振出年月日	90 権利者氏名カナ
41 振出人氏名漢字	91 権利者氏名漢字
42 振出人住所漢字	92 権利者住所漢字
43 支払人	93 権利者方書漢字
44 支払場所	94 郵便番号
45 決済年月日	95 電話番号
46 返却年月日	96 連絡先種別コード
47 不渡年月日	97 連絡先名称カナ
48 代金取立明細日	98 連絡先名称漢字
49 本税分納額	99 連絡先住所漢字
50 督手分納額	100 連絡先方書漢字

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
101	連絡先郵便番号
102	連絡先電話番号
103	連絡先内線番号
104	連絡先FAX
105	メールアドレス
106	異動年月日
107	異動事由コード
108	本籍地
109	筆頭者
110	勤務先郵便番号
111	勤務先
112	所得金額
113	所得金額対象年
114	最新宛名番号
115	本税停止額
116	督促手数料停止額
117	延滞金停止額
118	申告加算金停止額
119	本税欠損額
120	督促手数料欠損額
121	延滞金欠損額
122	申告加算金欠損額
123	完納年月日
124	停止年月日
125	欠損年月日
126	公売配当日
127	領収年月日
128	収入年月日
129	本税充当額
130	督促手数料充当額
131	延滞金充当額
132	申告加算金充当額
133	納付書番号
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  (1) 税務総合情報システム(税務システム)への情報登録の際に、申告書等の内容確認や本人確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。また、地方税法に基づいて提出される申告書は、本人(又は代理人である税理士)が記載して提出するものであり、当該申告書においては、対象者の情報しか入手することができない。  (2) 情報連携基盤システム(宛名システム等)の登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて対象者の確認を行う。なお、情報連携基盤システム(宛名システム等)を通じて情報入手する際は、税業務の対象者以外の情報を入手できない仕組みとなっている。</p> <p>2 eLTAXにおける措置  審査システム(eLTAX)では、申告等の手続きを行う者からしか情報を受け付けられないように制御している。eLTAXを使って申告するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行う者からのみの申告等の受付を行うこととなる。国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタを通じて国税庁とのみとしか繋がっており、国税庁が送信した情報しか入手しない。また、他市町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市町村に回送される。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1 事務上における措置  (1) 法定の情報以外を誤って記載することがないようにする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。  (2) 不必要な書類は受け取らないようにする。不必要な書類を提出された場合は返還する。  (3) 申告書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申告者が自己以外の申告を誤って行うことのないようにする。  (4) 課税資料の提出があった場合、本市に出すべきものであるかどうかの確認を厳格に行い、他市町村分であることが判明した場合は受理せず返却する。  (5) 住民基本台帳ネットワークシステムからは、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御している。</p> <p>2 eLTAXにおける措置  審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
その他の措置の内容	目的外の情報収集を行わないよう、利用者に対して情報保護に関する研修等を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 事務上における措置  納税者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出する。</p> <p>2 eLTAXにおける措置  納税者等の利便性向上のために書面だけでなく、eLTAXによる提出も認めている。</p> <p>3 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置  住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1 事務上における措置 番号法施行規則に従い、以下の措置を実施する。 (1)個人番号カードの提示又は官公庁発行の身分証明書となるもの(運転免許証、公的医療保険の被保険者証等)等の提示を受ける。 (2)受領した申告書等の内容と税務総合情報システム(税務システム)の宛名情報の一致を確認する。</p> <p>2 eLTAXにおける措置 電子署名、利用者ID等を確認する。</p> <p>3 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、本人確認は行わない。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>1 事務上における措置 番号法施行規則に従い、以下の措置を実施する。 (1)個人番号カード等の提示を受ける。 (2)住民基本台帳ネットワークシステム又は情報連携基盤システム(宛名システム等)で確認を行う。 (3)本市から発行された書類等に記載されている個人番号については、真正性が担保されている。</p> <p>2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>1 事務上における措置 (1)特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、複数の職員による2重チェックを行っている。 (2)申告内容を課税台帳等で確認し、誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。</p> <p>2 eLTAXにおける措置 (1)審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)で入手するデータにつき、eLTAXの機能として非改ざん性が担保されている。 (2)国税連携システム(eLTAX)で入手するデータにつき、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正されたデータが国税庁から送信される。</p> <p>3 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 (1)住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。 (2)住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 事務上における措置 (1)申告書等につき、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、関係者以外は入室できない場所に保管する。また、申告書等の回送につき、鍵付きの箱に入れて搬送する。 (2)申告書等につき、市税事務所等に納税義務者等が来庁する場合は、窓口で対面にて確実に收受する。</p> <p>2 税務総合情報システム(税務システム)における措置 LGWANを除き、外部と直接接続できない仕組みとしている。</p> <p>3 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)で入手するデータは、地方税ポータルセンター(eLTAX)からは閉域網であるLGWANを通じて、暗号化されて送信される。</p> <p>4 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 アクセス制御や暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	1 情報連携基盤システムにおける措置 (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2)許可のない業務システムや利用者は個人番号にアクセスできないように制限している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)税務事務に必要な情報以外の情報を保有しない。 (2)共通情報については、事務に不要な情報にはアクセスできないよう制限している。 (3)情報連携基盤システムへ接続できる処理を限定し、不要な情報を取得できないように制限している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)税務総合情報システム(税務システム)を利用する必要がある職員を特定し、利用者個人に付与されるIDと生体認証又はパスワード認証を実施する。 (2)税務総合情報システム(税務システム)の利用についてコンピューター名による端末認証を行う。  2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 (平成29年7月以降は、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施。) (2)システム連携時には、システムの認証を実施する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を発行、変更及び失効する。ただし、職員認証基盤を使用できない利用者は、事務内容、所属、職階、任用種別及び利用期間等に基づき、予め期間を定めて発行し、期間経過時に自動失効する。  2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)発行 利用する情報、権限の種類、利用期間、事務の名称と内容、根拠法令等、利用者の範囲又は利用システム等に基づき設定する。 (2)失効 利用期間満了時に自動的に失効される。 また、利用者の範囲から外れた職員(異動、退職等)は自動的に失効される。

アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 定期的アクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を変更又は削除する。また、組織改正、制度改正及び税務総合情報システム(税務システム)改修時等にもアクセス権限の確認を行う。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 定期的アクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限は変更又は削除する。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 保有する特定個人情報の利用記録(日時、利用者情報、処理名及び対象者情報等)を保管する。 なお、システム管理者に加え、利用部署の所属長も利用記録を検索・閲覧することができる。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。 (2)(1)の記録には宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>1 事務上における措置 (1)事務外でファイルを利用してはならないことを研修により指導している。 (2)違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。</p> <p>2 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用履歴を管理しており、事務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑止している。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置 (1)システムの操作ログ、特定個人情報ファイルのアクセスログを記録する。 (2)許可のない情報にはアクセスできないように制限する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)ファイルを複製可能な者は必要最小限とし、操作権限を設定している。 (2)外部記録媒体を使用できる機器を限定し、許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 (3)外部記録媒体に情報を書き出しできる利用者を限定し、ログ(日時、利用者情報及びファイル情報)を記録している。 (4)電子メールを利用できる機器を限定するとともに、外部への送信時に所属長の許可を必要とし、送信データを保管するメールフィルターを導入している。 (5)ファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導している。 (6)違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。</p> <p>2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 (1)情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 (2)必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定をする。</p>	

リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1 特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。  (1) 端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。また、必要に応じて覗き見防止フィルターをディスプレイに施している。  (2) 個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。また、管理を徹底するため、ハードコピー可能な画面、ユーザーをソフトウェアで制限する。</p>		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置  実作業を行う委託先の選定に当たっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク(以下「プライバシーマーク」という)又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは公益財団法人日本適合性認定協会が認定する認証機関からISMS(以下「ISMS」という)を取得していることを受託者の要件とし、情報保護管理体制を確保している。</p> <p>2 eLTAXにおける措置  国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務につき、委託先の選定に当たっては、地方税共同機構が認定した事業者に委託している。  当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得していると共に、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。  審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置  委託契約の締結に当たり、体制の確認を行うと共に、秘密保持に関する誓約の提出を求める。</p>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置  (1) 本市施設内部で作業を行う委託業務においては、業務計画書等により、作業期間、作業内容、作業者及び作業範囲を明確にし、これに応じた必要最低限の処理権限等を付与する。また、受託者に実施状況を報告させている。  (2) (1)以外の委託業務については、目的外の利用を禁止するとともに、情報を取り扱うことができる人の範囲を定めていることを確認している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1) 作業実施体制の提出を求める。  (2) 作業実施に当たり必要となる最低限の従事者に対して個別にアクセス権限を付与する。</p>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置  本市施設内部で作業を行う委託業務においては、アクセスログ、操作ログ等を記録している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1) システムの操作ログ、アクセスログを記録する。  (2) システムの操作ログ、アクセスログを5年間保存する。</p>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない

	委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置  (1) 提供を原則禁止し、やむを得ない場合は、委託者の承認を得ることとしている。  (2) 委託契約の調査条項に基づき情報取扱状況の報告を求めるとともに、必要があると認める時は実地調査を行っている。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1) 提供を禁止する。  (2) 契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。</p>
	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置  (1) 本市施設内部で作業を行う委託業務においては、外部への持ち出しを禁止している。  (2) (1)以外の委託業務では、原則としてデータを暗号化することとし、鍵付きの堅牢な容器で搬送する。  (3) 媒体等の授受時には、身分証を確認し、授受簿にその内容を記録する。  (4) 委託契約の調査条項に基づき情報取扱状況の報告を求めるとともに、必要があると認めるときは実地調査を行っている。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1) 庁舎外への持ち出しを禁止する。  (2) 契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。</p>
特定個人情報の消去ルール		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;  1) 定めている 2) 定めていない</p>
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置  特段の事情がない限り、情報が記録された資料を契約の終了までに返却すること及び保有する必要がなくなった情報を確実かつ速やかに切断、溶解及び消磁その他の復元不可能な方法によって処分することを定めるとともに、電子情報の消去について写真その他の証拠を添えた証明書等の提出を求めるなど、その遵守状況の報告を求め、必要に応じて作業現場等の実地確認を行うなどして、受託業者等に対する指揮監督の徹底を図っている。その他の証拠を添えた証明書等を提出することとしている。</p>
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;  1) 定めている 2) 定めていない</p>
	規定の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置  (1) 関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。  (2) 第三者に許可なく開示あるいは漏えいしてはならないこと。  (3) 目的外に使用してはならないこと。  (4) 漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。  (5) 許可なく複写・複製しないこと。  (6) 情報保護に関する報告の求め、及び実地調査の求めに応ずること。  (7) 漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。  (8) 従事者の教育を実施すること。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1) 番号法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。  (2) 第三者に開示あるいは漏えいしてはならないこと。  (3) 目的外に使用してはならないこと。  (4) 漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。  (5) 許可なく複写・複製しないこと。  (6) 漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。  (7) 従事者の教育を実施すること。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<p>[ 特に力を入れて行っている ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>

具体的な方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置  (1)許可のない再委託を禁止する。  (2)情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。  (3)再委託先での上記の遵守状況を報告させるとともに、必要がある場合は実地調査を行っている。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1)許可のない再委託を禁止する。  (2)特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。  (3)契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） <input type="checkbox"/> 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1 事務上における措置  特定個人情報の取扱状況記録簿等に利用・提供の記録(情報名、日付、相手方等)を残し、10年間保存する。</p> <p>2 税務総合情報システム(税務システム)における措置  庁内の提供・移転については、情報連携基盤システムで記録を保持する。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置  (1)情報連携基盤システムを利用した特定個人情報の提供・移転は、全て情報照会・提供記録を取得する。  (2)取得した情報照会・提供記録は7年間保存する。</p>
特定個人情報の提供・移転に関するルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置  (1)名古屋市個人情報保護条例に基づき、以下のルールを遵守している。  ア 提供  特定個人情報など重要性の高い行政情報(特定個人情報を含む)は外部に提供してはならないとしているが、法令に定めがある場合は、外部への提供を可能としている。  イ 移転  移転先における情報の利用目的・根拠、情報管理体制等を含む利用条件について、必要な要件を満たしていることをあらかじめ確認している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1)移転・提供元によって許可された移転・提供先へのみ移転・提供する。  (2)定期的に移転・提供元及び移転・提供先に確認する。</p>
その他の措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置  (1)違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。  (2)情報連携基盤システム(宛名システム等)はデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可し、データを移転している。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 原則として、データ保護の仕組みが確立した情報連携基盤システム(宛名システム等)を通して連携することで、不適切な方法で特定個人情報が連携されることを防止している。 なお、上記により難しい場合は媒体等を使用するが、必ずデータを暗号化している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2)許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1)誤った情報を提供・移転してしまうリスクに対する措置 ア 提供・移転する特定個人情報について、税務総合情報システム(税務システム)で整合性をチェックしている。 イ 税務総合情報システム(税務システム)の機能改修時においては、当該改修に関係する特定個人情報につき、正しい情報を提供・移転できるかについて十分なテストを行っている。</p> <p>(2)誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 ア 情報連携基盤システム(宛名システム等)を経由して提供・移転する場合、照会元からの照会要求に対象者の共通宛名番号を指定することを必須としており、対象者の情報であることを担保している。 イ 電子記録媒体を使用して提供・移転する場合、データの暗号化を行い、移転先毎に異なる復号キーを設定している。 ウ 紙媒体等により提供・移転する場合、提供・移転する特定個人情報について、複数の担当者による二重チェックを実施している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2)許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>(2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。		
2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している      2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない      4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している      2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している      2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している      2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1) 主要サーバ等は鍵付きの免震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。また、生体認証による入退室管理を実施するとともに、自動消火装置及び監視カメラを設置している。 (2) バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (3) 部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (4) 端末は原則としてシンクライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 (5) データを定期的に別の電子記録媒体に保存し、別所に施錠保管することで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	具体的な対策の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  (1)セキュリティ機器等を導入し、アクセス制限を行う。  (2)ウイルス対策ソフトを使用して定期的にウィルスチェックを実施する。また、定期的にパターンファイルの更新を行う。  (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じて修正プログラムを適用する。  (4)ソフトウェア導入は、システム的な検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとし、不正なプログラムの導入を防止する。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1)セキュリティ機器等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。  (2)ウイルス対策ソフトウェアを導入する。  (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり                              2) 発生なし
	その内容	事業報告書をHPIに掲載した旨を、参加申し込みした児童の保護者に、受託事業者が電子メールを一括送信した際、本来全て「BCC」欄を使用すべきところ誤って「TO」欄を使用したため、500名の電子メールアドレス等が互いにわかる形で送信した。
	再発防止策の内容	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知・徹底するよう指示した。また、受託業者に対して情報に関する点検結果の報告を求めるとともに、未実施の項目については、再発防止策を考え、すみやかに実施するよう指示した。
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している                      2) 保管していない
	具体的な保管方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  死者以外の個人番号と同様に管理する。</p>
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  (1)住民登録者の宛名情報は情報連携基盤システム(宛名システム等)を介して定期的に更新する。  (2)住民登録外者の宛名情報は、税務調査や申告書等の提出等により把握した情報を随時反映している。  (3)税務調査や申告書等の提出等による税額等の変更を随時更新する。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1)住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。  (2)住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;  1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置  保管期間の過ぎた特定個人情報をバッチ処理で消去する。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて溶解処理を行う。また、保管期間の過ぎたバックアップデータも消去する。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置  (1)保管期間が過ぎた情報は定期的に削除する。  (2)接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分にしている ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている            3) 十分にしていない</p>
具体的なチェック方法	<p>1 事務上における措置            (1) 税務事務を実施する各課において、毎月1回自己点検を実施している。            (2) 税務事務に従事する全ての職員が毎年1回自己点検を実施している。            (3) システム運用・保守業務に従事する職員及び事業者は毎月自己点検を実施している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置            運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分にしている ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている            3) 十分にしていない</p>
具体的な内容	<p>1 事務上における措置            情報保護に関する外部監査又は内部監査又は内部点検のいずれかを、少なくとも年1回実施することを定めている。概ね5年を周期として、外部監査(本監査・フォローアップ監査)、内部監査(2回程度)又は内部点検(1回程度)を行っている。</p> <p>2 eLTAXにおける措置            審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。            なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置            (1) 「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。            (2) (1)の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。</p> <p>4 中間サーバ・プラットフォームにおける措置            運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>1 名古屋市における措置</p> <p>(1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。</p> <p>(2)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。</p> <p>(3)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。</p> <p>2 事務上における措置</p> <p>(1)新たに配属された職員(新規・異動者)全員に対して、情報セキュリティを含む研修を実施している。</p> <p>(2)新たに配属された課長級職員に対して、管理者向け研修を実施している。</p> <p>(3)システム保守・運用に携わる職員及び各課において情報に関する指導的役割を担う職員に対して、リーダー向け研修を実施している。</p> <p>(4)委託業者に対して、関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p>3 eLTAXにおける措置</p> <p>eLTAX担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p> <p>4 情報連携基盤システムにおける措置</p> <p>委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p>5 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>(2)中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
	<p>1 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報室
②請求方法	名古屋市個人情報保護条例第19条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市税ファイル(固定資産税)、市税ファイル(償却資産)
公表場所	市民情報センター、市公式ウェブサイト
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム整備室税務システム整備係 電話番号 052-265-1109
②対応方法	1 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 2 情報漏えい等に関する問合せがあれば、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を条例上に規定している。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月24日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥ 委託先名	日本電気株式会社	日本電気株式会社 東海支社	事後	重要な変更にあたらぬ (支社名を追記)
平成29年1月27日	【P.14】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥ 委託先名	NTT DATA株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	事後	重要な変更にあたらぬ (会社名の変更)
平成29年1月27日	【P.17】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 団体内統合宛名番号に紐づく特定個人情報の情報連携が不要になった時点で削除する。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1) 保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2) 移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 保管期間を過ぎた特定個人情報は定期的に削除する。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	重要な変更にあたらぬ (消去方法の追記。)
平成29年1月27日	【P.39】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録具体的な方法	2 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。 (2) (1)の記録には宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)	事後	重要な変更にあたらぬ (記録項目を追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.39】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用リスク4 リスクに対する措置の内容	2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。	2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 (1)情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 (2)必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定をする。	事後	重要な変更にあたらぬ (アクセス権の設定を追記)
平成29年1月27日	【P.39】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(2)システムの操作ログ、アクセスログを3年間保存する。	(2)システムの操作ログ、アクセスログを5年間保存する。	事後	重要な変更にあたらぬ (保存期間の延長)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	<p>【P.46】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7 特定個人情報の保管・消去リスク1</p> <p>⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容</p>	<p>1 ケース1</p> <p>約600人分の個人情報の記録されたUSBメモリを金庫から取り出した後に、窓口で市民に声をかけられ対応しているうちに庁舎内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。</p> <p>2 ケース2</p> <p>132名の登録者に対し、情報提供の為に電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところを「CC」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。</p> <p>3 ケース3</p> <p>863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。</p> <p>4 ケース4</p> <p>184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の対応などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。</p>	<p>1 ケース1</p> <p>863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。</p> <p>2 ケース2</p> <p>184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の対応などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。</p>	事後	<p>重要な変更にあたらぬ (期間経過に伴う記載内容の整理)</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.46】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	1 ケース1、4 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。またケース4の当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。 2 ケース2、3 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれている時に、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。	1 ケース1 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれている時に、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。 2 ケース2 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。また当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。	事後	重要な変更にあたらない (期間経過に伴う記載内容の整理)
平成29年1月27日	【P.47】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去リスク3 消去手順 手順の内容	2 情報連携基盤システムにおける措置 不要となった情報は定期的に削除する。	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 保管期間が過ぎた情報は定期的に削除する。 (2) 接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。	事後	重要な変更にあたらない (手順の内容の追記)
平成29年1月27日	【P.48】Ⅳその他のリスク対策 1 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	2 情報連携基盤システムにおける措置 運用規則等に基づき、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	2 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	重要な変更にあたらない (具体的なチェック方法の追記)
平成29年1月27日	【P.48】Ⅳその他のリスク対策 1 監査 ②監査 具体的な内容	3 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムについて、監査を行う。	3 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。 (2) (1)の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。	事後	重要な変更にあたらない (具体的な内容の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.49】Ⅳその他のリスク対策 2 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>1 事務上における措置</p> <p>(1)新たに配属された職員(新規・異動者)全員に対して、情報セキュリティを含む研修を実施している。</p> <p>(2)新たに配属された課長級職員に対して、管理者向け研修を実施している。</p> <p>(3)システム保守・運用に携わる職員及び各課において情報に関する指導的役割を担う職員に対して、リーダー向け研修を実施している。</p> <p>(4)委託業者に対して、関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p>2 eLTAXにおける措置</p> <p>eLTAX担当者を、国の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置</p> <p>委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p>4 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>(2)中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>1 名古屋市における措置</p> <p>(1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。</p> <p>(2)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。</p> <p>(3)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。</p> <p>2 事務上における措置 (略)</p> <p>3 eLTAXにおける措置 (略)</p> <p>4 情報連携基盤システムにおける措置 (略)</p> <p>5 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (略)</p>	事後	重要な変更にあたらない (期間経過に伴う記載内容の整理)
平成30年3月12日	【P.38】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<p>2 情報連携基盤システムにおける措置</p> <p>(1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。</p>	<p>2 情報連携基盤システムにおける措置</p> <p>(1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 (平成29年7月以降は、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施。)</p>	事後	重要な変更にあたらない (認証方法の厳格化によりリスクを軽減させる)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月12日	【P.46】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	1 ケース1 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 2 ケース2 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の対応などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	過去に委託事業で使用していた約400人分の個人情報の記録されたMOディスクが紛失していることが判明した。紛失したMOディスクに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事後	重要な変更にあたらぬ (期間経過に伴う記載内容の整理)
平成30年3月12日	【P.46】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	1 ケース1 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれている時に、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。 2 ケース2 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。また当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱いについて規程を定め、外部記録媒体の適切な利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	事後	重要な変更にあたらぬ (期間経過に伴う記載内容の整理)
平成30年12月3日	【P.6】Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	4 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務総合情報システム(税務システム)と連携している。 (1) 審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 (2) 税務総合情報システム(税務システム)から審査システム(eLTAX)への連携: プレ申告データ、特別徴収税額通知データ等	4 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務総合情報システム(税務システム)と連携している。 (1) 審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 (2) 税務総合情報システム(税務システム)から審査システム(eLTAX)への連携: プレ申告データ、特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)等	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月3日	【P.7】Ⅰ 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署 財政局税務部 ②所属長 財政局税務部主幹 新美 聖星	①部署 財政局税務部税務システム整備室 ②所属長の役職名 室長	事後	重要な変更にあたらぬ (様式の改正及び組織の変更)
平成30年12月3日	【P.8】(別添1)事務の内容	事務フロー図 (略)  (備考)欄 ①～⑮ (略)	事務フロー図 特定個人情報ファイル(本人確認用)  (備考)欄 ①～⑮ (略) ①～⑮ (略) ⑯特定個人情報ファイル(本人確認用)を審査システム(eLTAX)へ連携する。	事後	重要な変更にあたらぬ (eLTAXの仕様変更に伴う、見直しによる変更)
平成30年12月3日	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	—	提供先 一般社団法人電子化協議会 ①法令上の根拠 番号法施行規則第3条第1項第5号 ②提供先における用途 納税者から提出された申告書等データの本人確認のため ③提供する情報 個人番号、納税者ID(識別番号)、ファイル区分(登録、削除) ④対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 本市に対して電子申告を行った者のうち、本市にて本人確認を行った者 ⑥提供方法 LGWAN ⑦時期・頻度 随時	事後	重要な変更にあたらぬ (eLTAXの仕様変更に伴う、見直しによる追加)
平成30年12月3日	【P.50】Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税制課税務システム係 電話番号 052-265-1109	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム整備室税務システム整備係 電話番号 052-265-1109	事後	重要な変更にあたらぬ (組織の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	【P.6】I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1～4 (略)  5 審査システム(eLTAX)は、以下の機能を実装している。 (1)個人住民税:給与又は公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額等を特別徴収義務者に送付する。  (2)～(3) (略)	1～4 (略)  5 審査システム(eLTAX)は、以下の機能を実装している。 (1)個人住民税:給与又は公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額等を特別徴収義務者に送付、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを他自治体との間で送付及び受領する。  (2)～(3) (略)	事後	重要な変更にあたらない (eLTAXのシステム更改に伴う、仕様の変更)
令和1年12月2日	【P.6】I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。  2～3 (略)	1 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。  2～3 (略)	事後	重要な変更にあたらない (一般社団法人地方税電子化協議会の組織変更)
令和1年12月2日	【P.6】I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1～2 (略)  3 国税連携システム(eLTAX)は、以下の機能を実装している。 (1)国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養は正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。  (2) (略)	1～2 (略)  3 国税連携システム(eLTAX)は、以下の機能を実装している。 (1)国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養は正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。  (2) (略)	事後	重要な変更にあたらない (eLTAXのシステム更改に伴う、仕様の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらぬ (一般社団法人地方税電子化協議会の組織変更)
令和1年12月2日	【P.40】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (略) 2 eLTAXにおける措置 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務につき、委託先の選定に当たっては、一般社団法人地方税電子化協議会が認定した事業者 に委託している。 (中略)また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (略)	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (略) 2 eLTAXにおける措置 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務につき、委託先の選定に当たっては、地方税共同機構が認定した事業者 に委託している。 (中略)また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (略)	事後	重要な変更にあたらぬ (一般社団法人地方税電子化協議会の組織変更)
令和1年12月2日	【P.46】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	過去に委託事業で使用していた約400人分の個人情報の記録されたMOディスクが紛失していることが判明した。紛失したMOディスクに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事業報告書をHPに掲載した旨を、参加申し込みした児童の保護者に、受託事業者が電子メールを一括送信した際、本来全て「BCC」欄を使用すべきところ誤って「TO」欄を使用したため、500名の電子メールアドレス等が互いにわかる形で送信した。	事後	重要な変更にあたらぬ (期間経過に伴う記載内容の整理)
令和1年12月2日	【P.46】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱いについて規程を定め、外部記録媒体の適切な利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知・徹底するよう指示した。また、受託業者に対して情報に関する点検結果の報告を求めるとともに、未実施の項目については、再発防止策を考え、すみやかに実施するよう指示した。	事後	重要な変更にあたらぬ (期間経過に伴う記載内容の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	【P.48】IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	1 事務上における措置 (略) 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、一般社団法人地方税電子化協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (略) 4 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (略)	1 事務上における措置 (略) 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (略) 4 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (略)	事後	重要な変更にあたらぬ (一般社団法人地方税電子化協議会の組織変更)
令和1年12月1日	【P.48】IV その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な内容	1 名古屋市における措置 (略) 2 事務上における措置 (略) 3 eLTAXにおける措置 eLTAX担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 4 情報連携基盤システムにおける措置 (略) 5 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (略)	1 名古屋市における措置 (略) 2 事務上における措置 (略) 3 eLTAXにおける措置 eLTAX担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 4 情報連携基盤システムにおける措置 (略) 5 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (略)	事後	重要な変更にあたらぬ (一般社団法人地方税電子化協議会の組織変更)
	【P.8、9】(別添1)事務の内容	<図> なし (略) ⑪滞納整理事務	<図> 固定資産税ファイル(追加) (略) ⑪滞納整理事務	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.10】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 基本情報 ⑤ 保有開始日	平成28年1月1日	平成28年1月1日(令和4年1月システム更改予定)	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う記載の修正)
	【P.11】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元	市民経済局	スポーツ市民局	事後	重要な変更にあたらぬ (市組織の改正に伴う変更)
	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税務総合情報システム運用・保守	税務総合情報システム再構築・運用保守業務	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ① 委託内容	税務総合情報システム(税務システム)の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。	税務総合情報システム(税務システム)の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。また、データバックアップの遠隔地保管を委託している。	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ]専用線 (略) [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略)	[○]専用線 (略) [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略)	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥ 委託先名	日本電気株式会社 東海支社	富士通株式会社 東海支社	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う委託先の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	上記委託内容のうち、本市庁内作業エリア内で行う作業	税務総合情報システムのアプリケーション保守作業及び運用オペレーション作業等	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.14】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	税務総合情報システム用機器の賃貸借	税務総合情報システム用サーバ機器等の賃貸借	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.14】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	税務総合情報システムで使用する端末機・サーバ・汎用機等の賃貸借及び保守。端末・サーバに係る運用。データバックアップの遠隔地保管。	税務総合情報システムで使用するサーバ等の賃貸借及び保守。サーバに係る運用。	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.14】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(略) [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略) [ ]その他	(略) [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略) [○]その他(庁内の電算エリア内での作業)	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社JECC	落札業者(※令和2年4月入札予定)	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う委託先の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑨再委託事項	税務総合情報システムで使用する端末機・サーバ・汎用機等の保守。端末・サーバに係る運用。データバックアップの遠隔地保管。	税務総合情報システムで使用するサーバ等の保守。サーバに係る運用。	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	区役所区民福祉部民生子ども課及び支所区民福祉課	区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課及び支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改正による変更)
	【P.17】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 以下に示した条件を満たしているサーバ内の磁気ディスクにデータとして保管している。 (1)略 (2)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。 (3)申告書等について、施錠可能な場所に保管している。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 以下に示した条件を満たしているサーバ内のストレージ装置にデータとして保管している。 (1)略 (2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (4)申告書等について、施錠可能な場所に保管している。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (特定個人情報の保管場所)
	【P.17】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2)移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2)移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 (3)機器撤去の際には、機器の保守業者において、保存された情報が読み出しできないよう処理し、市に結果を書面で報告する。	事前	重要な変更にあたらぬ (記録装置の論理・物理破壊の追加によるリスク軽減)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P18-35】 (別添2)特定個人番号ファイルの記録項目	—	別添2参照	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う新規作成)
	【P.38】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(2) 税務総合情報システム(税務システム)の利用についてIPアドレスによる端末認証を行う。	(2) 税務総合情報システム(税務システム)の利用についてコンピューター名による端末認証を行う。	事前	重要な変更にあたらぬ (ユーザ認証方法の変更によるリスク軽減)
	【P.38】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を自動発行、変更及び失効する。ただし、職員認証基盤を使用できない利用者は、事務内容、所属、職階、任用種別及び利用期間等に基づき、予め期間を定めて発行し、期間経過時に自動失効する。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を発行、変更及び失効する。ただし、職員認証基盤を使用できない利用者は、事務内容、所属、職階、任用種別及び利用期間等に基づき、予め期間を定めて発行し、期間経過時に自動失効する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(重大事故の発生を除く。))
	【P.40】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(2) 個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。また、管理を徹底するため、ハードコピーには端末番号と印刷日時を表示する。	(2) 個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。また、管理を徹底するため、ハードコピー可能な画面、ユーザーをソフトウェアで制限する。	事前	重要な変更にあたらぬ (ハードコピーの制限によるリスク軽減)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.41】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 特段の事情がない限り、情報が記録された資料を契約の終了までに返却すること及び保有する必要がなくなった情報を確実にかつ速やかに切断、溶解及び消磁その他の復元不可能な方法によって処分することを定めるとともに、その遵守状況の報告を求め、必要に応じて作業現場等の実地確認を行うなどして、受託業者等に対する指揮監督の徹底を図っている。	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 特段の事情がない限り、情報が記録された資料を契約の終了までに返却すること及び保有する必要がなくなった情報を確実にかつ速やかに切断、溶解及び消磁その他の復元不可能な方法によって処分することを定めるとともに、電子情報の消去について写真その他の証拠を添えた証明書等の提出を求め、その遵守状況の報告を求め、必要に応じて作業現場等の実地確認を行うなどして、受託業者等に対する指揮監督の徹底を図っている。	事前	重要な変更にあたらない (電子情報の消去状況確認の追加によるリスクの軽減)
	【P.42】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転の記録	1 事務上における措置 公用閲覧簿等に閲覧記録(情報名、日時、相手方及び根拠等)を残し、3年間保存する。	1 事務上における措置 特定個人情報の取扱状況記録簿等に利用・提供の記録(情報名、日付、相手方等)を残し、10年間保存する。	事後	重要な変更にあたらない (保存年限の延長等によるリスク軽減)
	【P.45】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)略 (2)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。 (3)端末は原則としてシンククライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 (4)データを定期的に別の電子記録媒体に保存し、別所に施錠保管することで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)略 (2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (4)端末は原則としてシンククライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 (5)データを定期的に別の電子記録媒体に保存し、別所に施錠保管することで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(重大事故の発生を除く。))
	【P.50】Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請 ①連絡先	名古屋市役所市民経済局市民生活部市政情報室市政情報係	名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)